

贈与税

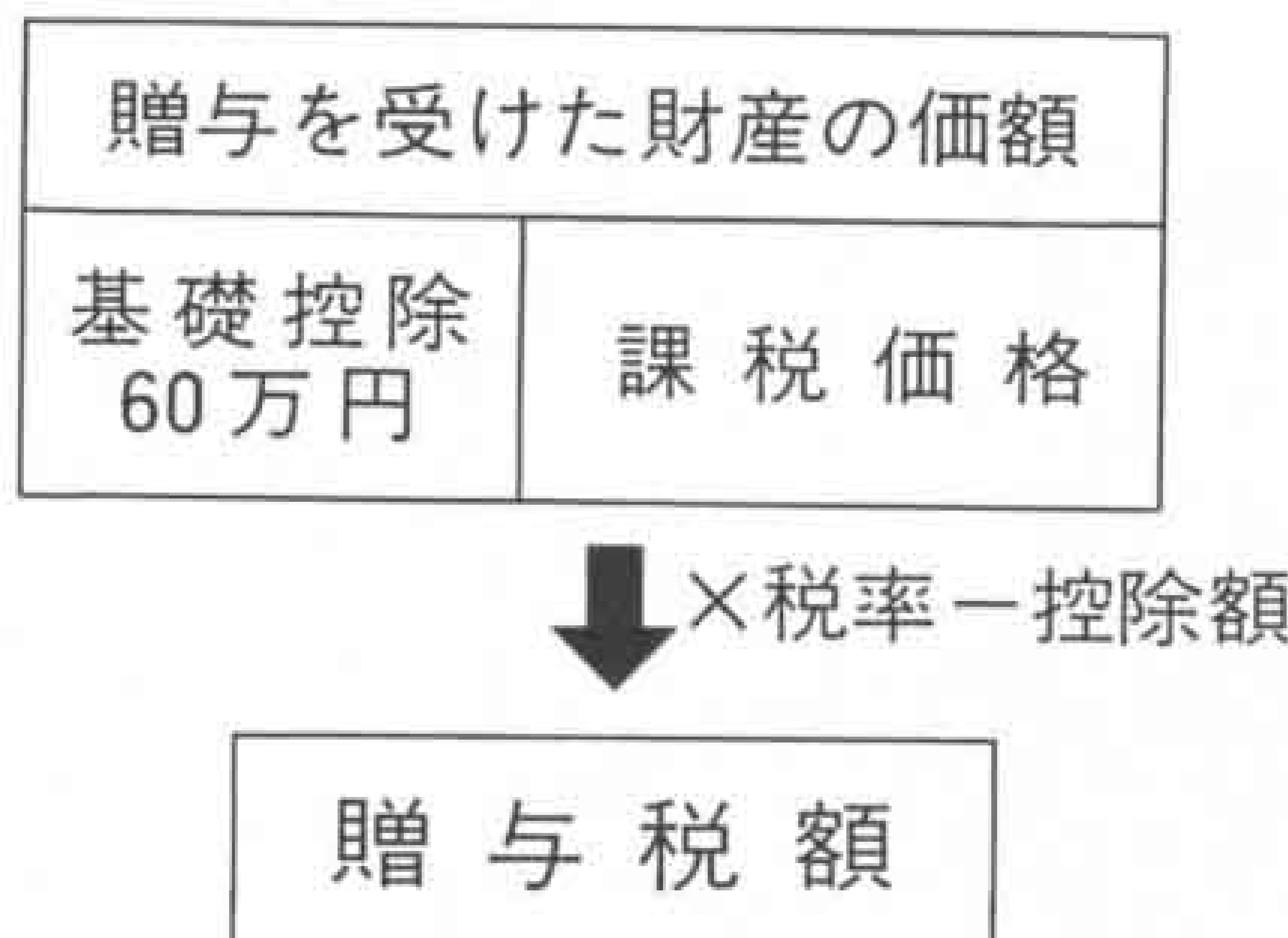
個人から年間六〇万円を超える財産をもらったときには贈与税がかかります。

会社など法人から財産をもらったときには、贈与税はかかりませんが、一時所得として所得税がかかることになります。

●申告と納税

贈与税の申告は、贈与を受けた年の翌年二月一日から三月十五日までです。

◎贈与税の計算



前富士市長

渡辺彦太郎

退任のごあいさつ

私は、昭和四十五年市長に就任し、以来二十年間常に市政の主人公は市民であることを念頭に、微力ながら本市の発展に全力を注いでまいりました。

この間、市民並びに関係各位の御協力により、田子の浦港のヘドロ浚渫、富士愛鷹山麓の環境保全、公害防止、福祉・保健医療の充実、新幹線新富士駅の開業等の都市基盤整備、中国浙江省嘉興市との国際友好都市提携調印等、幾多の課題に取り組みその成果を見ることができました。ここに衷心より厚く御礼を申し上げます。

今後の富士市の限らない発展と市民の皆様のご多幸を願い、退任のごあいさつといたします。

無料税務相談所

税の専門家である税理士が申告の相談を行います。

この無料税務相談所は、みなさんに気軽に御利用いただけるよう次の日程表のとおり開催します。

なお、その場所で確定申告書の提出もできます。

●日程表

ところ	とき	2/26 (月)	27 (火)	28 (水)	3/1 (木)	2 (金)	5 (月)	6 (火)	7 (水)	8 (木)	9 (金)	時間
市役所10階北側予備室					○	○	○	○	○	○	○	9:30~16:00
鷹岡商工会						○	○	○	○			9:30~16:00
吉永公民館								○	○	○		9:30~16:00
大淵公民館					○	○	○					9:30~16:00
税務署税理士コーナー		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9:00~16:00

問い合わせ

富士税務署 六六一―二四六〇
 税務相談室 六四―二三三〇
 市役所市民税担当
 五―〇一二三 (内線三三五一、五五)

市県民税申告の出張受付をします



出張受付日程表

地区	月日	会場
吉原	2月19日(月)	須津公民館
	2月20日(火)	東公民館
	2月21日(水)	元吉原公民館
	2月22日(木)	吉永公民館
	2月23日(金)	原田公民館
	2月26日(月)	大淵公民館
	2月27日(火)	
富士	2月19日(月)	富士公民館
	2月20日(火)	富士西農協岩松支所
	2月21日(水)	
	2月22日(木)	田子浦公民館
	2月23日(金)	
	2月26日(月)	富士駅南公民館
鷹岡	2月27日(火)	鷹岡商工会
	2月28日(水)	

市県民税の申告出張受付を行います。申告される人は近くの会場へお出かけください。受付時間は各会場とも午前九時から午後四時までです。

給与所得のある人は、勤務先から源泉徴収票を受け取って必ず添付してください。また、国民健康保険税、国民年金保険料等の領収書や生命保険料の支払証明書も忘れずにお持ちください。

(市役所での受付)

◎市役所十階北側予備室で二月十六日(金)から三月十五日(木)まで毎日受け付けます。(日曜日と土曜日の午後は除きます)。

◎土曜日は混雑しますので平日を御利用ください。

◎市役所三階の税務室市民税担当では申告は受け付けません。

